

# 「特例による徴収猶予申請書」の書き方

特例による徴収猶予制度の適用を受けるには、令和2年6月30日、又は納期限のいずれか遅い日までに、この徴収猶予申請書を管轄の県税事務所に提出する必要があります。ただし、申請が期限後となったことにやむを得ない理由があると県税事務所長が認める場合は期限内に提出があったものとします。猶予期間終了時は、猶予に係る県税を納税する必要があります。

提出にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送によることができます。

近接した時期(2か月程度)に、同様の基準による国税や社会保険料の猶予、国有財産の貸付料等の履行延期が認められている場合はその通知書、申請書及び添付書類の写しを提出することにより、「2 猶予額の計算」(1)から(4)までについて「別紙のとおり」とすることができます。

様式 1

整理番号



## 徴収猶予申請書 特

住所(所在地)、電話番号、携帯電話及び氏名(名称)を記載してください。法人の場合は担当部署・担当者の連絡先等、日中連絡のとれる電話番号を記載してください。

愛知県▲▲▲▲▲県税事務所長 殿 ← 管轄の県税事務所名を記載してください。

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)						
申請者	住所所在地	愛知県○○市△△△町□-◇			申請年月日	令和2年6月19日
	電話番号	○○○○(△△)□□□□	携帯電話	○○○(△△△△)□□□□	通債日付印	
氏名	愛知県税株式会社 代表取締役 愛知 太郎				申請書番号	
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	固有(整理)番号	猶予を希望する期間
	R2	法人事業税及び地方税法特別税	R2・6・30	400,000	○○○○	納期限の翌日から R3・6・30 まで12月間
	R2	法人県民税	R2・6・30	50,000	○○○○	納期限の翌日から R3・6・30 まで12月間
						納期限の翌日から . . . まで 月間
						納期限の翌日から . . . まで 月間
合計				① 450,000	②	
新型コロナウイルス感染症等の影響 <input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input checked="" type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少						

徴収猶予の特例を申請する県税を全て記載してください。猶予をする期間は納期限の翌日から12月間を限度として、財産の状況その他の事情から、完納することができるものと認められる最短期間を記載してください。なお、特例による徴収の猶予に延長の規定はなく、当初認めた猶予期間が1年未満であっても、延長することはできません。

前年の月別収入が不明の場合は年間収入を按分した額、事業開始後1年を経過していない場合は令和2年1月までの任意の期間との比較で減少割合を判断

## 2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

### (1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率
	3月	4月	5月	3月	4月	5月	
収入							$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものを記載 <b>35%</b>
売上	2,390,452	2,345,262	2,321,452	3,420,513	3,542,898	3,598,736	
小計	③ 2,390,452	④ 2,345,262	⑤ 2,321,452	⑥ 3,420,513	⑦ 3,542,898	⑧ 3,598,736	
支出							支出平均額 $\frac{⑨+⑩+⑪}{\div \text{記入月数}}$ <b>⑫ 1,689,445 円</b>
仕入	1,580,300	1,645,245	1,542,500	2,500,452	2,588,452	2,621,003	
販売管理費/一般管理費	89,548	90,548	89,888	90,548	95,487	98,545	
借入金返済	10,102	10,102	10,102	10,600	10,600	10,600	
小計	⑨ 1,679,950	⑩ 1,745,895	⑪ 1,642,490	⑫ 2,601,600	⑬ 2,694,539	⑭ 2,730,148	

収入減少率が概ね20%以上である場合に特例の対象となります。

この表だけで収入及び支出の状況等が表示できない場合には「財産収支状況書」又は「収支明細書」を使用してください。法人であれば帳簿類、個人であれば給与明細等の写しを提出することで記載を省略することができます。

真に必要なと認められる支出に限られます。不要不急の財産の取得や、期限の定めのない借入金返済等は記載しないでください。

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄  事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)  聴取

税理士署名  電話番号  税理士法第30条の書面提出有

税理士による代理申請の場合に記載してください。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	10,136,670 円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	500,000 円	
			=	当面の支出見込額(⑬)	10,636,670 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

現金	799,615 円	預貯金	9,957,055 円	現金・預貯金の合計(⑭)	10,756,670 円
----	-----------	-----	-------------	--------------	--------------

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 120,000 円  
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税	450,000 円	-	(⑮) 納付可能金額	120,000 円	=	猶予額	330,000 円
-----------------	-----------	---	------------	-----------	---	-----	-----------

収入などの状況により、6か月間を超えて資金の手当てをしなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も含めることができます。

預貯金のうち、すぐに現金化できないもの(金融機関等からの借入の担保になっているもの等)は除きます。

現金・預貯金以外に財産がある場合は「財産収支状況書」又は「財産目録」を使用してください。所有財産の内容がわかる書類の写しを提出することで記載を省略できます。

この金額が直ちに納付に充てることができる金額です。

徴収猶予の特例を受けられる金額は、一時に納付(納入)することが困難であると認められる金額です。

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然に他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご注意ください。

**3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)**

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

**・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。**

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税・地方税・社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。